

2018年
9/15
No.1116

広報あやせ

今月の納税など
—納期限10月1日(月)—

- 国民健康保険税(第4期)
納税は口座振替が便利です。手続きは通帳と通帳印を持参し、金融機関窓口で。
■収納課 ☎70・5612。
- 後期高齢者医療保険料(第3期)
■保険年金課 ☎70・5617。

自転車で秋の風になろう 市内を巡る

スタンプラリー

びゅ〜っとあやせ



昨年とココが違う!

- 10/28(日)と11/4(日)の2日間開催に(どちらの日程でも参加可)
- ロケ地8か所を新たにチェックポイントに追加



☎商業観光課 ☎70・5685

10月28日と11月4日の各日曜日10時〜16時、市内の見どころと市内飲食店などに設けられたチェックポイントを自転車で巡るスタンプラリー「びゅ〜っとあやせ」を開催します(雨天中止)。

当日は、市役所でマップとスタンプ台紙を受け取り、各自好きな場所を目指します。

チェックポイントは、必ず回る「必達」、飲食店で綾瀬の味を楽しむ「グルメ」、さらには「シヨッピング」歴史・文化・産業「みどり」などのテーマに沿って楽しむ「テーマ別ポイント」があります。今年には市内に設置しているロケ地看板を巡る「ロケ地」をポイントに加え、全部で38か所を用意しています。

「グルメ」では、びゅ〜っとあやせ限定メニューを食べることができ、「歴史・文化・産業」では、歴史的建造物やリサイクルなどの解説を聞くことができます。「シヨッピング」と「グルメ」で、当日使用できるグルメチケットを中学生以上は400円分、小学生は200円分渡します。

チェックポイントで必要数のスタンプを集めると、ゴールの市役所で綾瀬ならではの景品を進呈します。自転車は持ち込みが原則ですが、希望者には貸し出します(費1台1000円(電動アシスト付きは1500円)。10台程度(申込順)。チェックポイントなどツアーの詳細は、市ホームページを見てください。

自転車の乗り方などのルールを守る方対象(小学生以下は保護者同伴要)。

■大人1000円、中学生・高校生800円、小学生500円、未就学児は無料(保険料など含む)。「グルメ」での飲食費は別途負担要。■参加者全員の氏名、ふりがな、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、参加希望日(両日参加も可)、自転車借用希望の有無を、10月15日までに同課へ電話か☎wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp(メールは「びゅ〜っとあやせ参加申込」と明記要)。

自転車は「びゅ〜っとあやせ」で巡って、秋の爽やかな風になりませんか。

キックバイク試乗会



▲キックバイクに乗る様子

同日、10時30分〜12時30分、市役所南側広場でキックバイク試乗会を開催します。

同バイクは、地面を蹴って進む、ペダルのない自転車です。初めて乗る子どもでも楽しめるように基本から始め、自転車に乗る一歩手前までステップアップします。未就学児対象(保護者同伴要)。ヘルメットは貸し出します。当日、受付時に氏名、住所を確認します。

災害時の避難支援など 避難行動要支援者登録制度 ふれあい手帳

避難行動要支援者登録制度

大阪府北部を震源とする地震や、岡山県・広島県などに甚大な被害をもたらした豪雨災害などのような大規模な災害が発生した際、行政機関が対応できるまで時間がかかることが想定されます。

避難行動要支援者登録制度は、大規模災害発生時に自力での避難が困難な市民(表参照)を、地域の協力により支援するものです。登録は本人か家族の意思で行います。

登録された情報は、自治会、地区社協、民生委員、児童委員に提供し、災害時の安否確認や避難支援活動のほか、日常的な見守り支援に利用します。

ふれあい手帳

同支援者のために「ふれあい手帳」を配布しています。かかりつけの病院やいつも飲んでる薬などの情報を記入し、携帯することで災害時などに地域での支援が受けやすくなります。同支援者登録制度に未登録の方でも手帳を利用することができます。

☎福祉総務課 ☎70・5613。



▲ふれあい手帳

避難行動要支援者登録制度の対象者	担当課	☎
①65歳以上の1人暮らし高齢者	地域包括ケア推進課 福祉総務課	77・1116 70・5613
②昼間独居の65歳以上の高齢者・障がい者	地域包括ケア推進課 障がい福祉課 福祉総務課	77・1116 70・5623 70・5613
③重度障がい者で日常生活上支援が必要な方 ・身体障害者手帳 1級・2級(視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障がい) ・療育手帳(知的障がい) A1・A2・B1 ・精神障害者保健福祉手帳 1級・2級・3級	障がい福祉課 福祉総務課	70・5623 70・5613
④介護保険制度において、要介護3以上の認定を受け、日常生活上支援が必要な方	高齢介護課 福祉総務課	70・5636 70・5613
⑤その他支援を必要とする方	福祉総務課	70・5613

※①〜⑤の場合であっても、自ら避難する事ができる方や、医療機関へ入院中の方、施設へ入所している方などは「避難行動要支援者」には当たりません

